

能勢町立能勢ささゆり学園 PTA 規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は能勢ささゆり学園 PTA といい、事務局を校内に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は保護者と教員が協力し、家庭と学校と地域社会との緊密な連携により児童・生徒の健全な成長を図り、教育の充実に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動に協力する。

- (1) 地域住民から信頼される学校教育活動の推進に協力する。
- (2) 家庭における教育力の向上に努める。
- (3) 地域の活動に主体的に参画することに努める。
- (4) 国際的視野を養いながら、地域の伝統・文化を尊重し、社会情勢に応じた推進を図る。

第3章 方針

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の方針に従って活動する。

- (1) 学校教育の理解に努め、学校と家庭の連携を密にし、必要な協力を行う。
- (2) 児童・生徒・青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体、および機関と協力する。
- (3) 会員相互の親睦を図る。
- (4) 社会教育団体として活動し、政治や宗教の活動に関与しない。

第4章 会員

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 能勢ささゆり学園に在籍する児童・生徒の保護者。
- (2) 能勢ささゆり学園に勤務する教職員
- (3) 本会の主旨に賛同するもの（ただし、入会は実行委員会が決定する）。

第6条 本会の会員は、会費を納めるものとする。会費は在籍児童・生徒が1年から6年の場合は月額150円、7年から9年の場合は200円とし、兄弟姉妹のいる場合には最上級学年の児童・生徒の会費を納める。

第7条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第8条 この会の会員は、大阪府 PTA 協議会・全国 PTA 協議会の会員となる。

第5章 会計（経理）

第9条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁する。

第10条 本会の会計は総会において議決された予算に基づき行うものとする。

第11条 本会の決算は会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

第12条 本会の会計年後は毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

第6章 役員

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名 補佐若干名（教職員）
- (4) 会計 1名 補佐若干名（教職員）
- (5) 企画委員長 1名

第14条 役員は総会において選出する。

第15条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の会務を行う。
- (4) 会計は、本会の経理を行う。
- (5) 企画委員長は、本会事業の企画運営を行う。

第16条 各役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、その任期が満了した後も、後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。
- (4) 役員はすべての会議に出席して意見を述べることができる。

第7章 会計監査

第17条 本会の会計を監査するため、会計監査を置く

第18条 会計監査委員は、会長が指名し総会で承認を得る。

第19条 会計監査は、年度中の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第20条 会計監査の任期は1年とする。

第8章 顧問

第21条 本会に顧問を置くことができる。

第22条 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第23条 顧問は、前会長・前副会長ほか若干名とする。

第9章 選挙管理委員会

第24条 役員の選挙に関する事務を処理するため、選挙管理委員会を置く。

第25条 選挙管理委員会の必要な事項は細則で定める。

第26条 選挙管理委員は、その任務を終了したときに解任される。

第10章 役員等候補指名委員会

第27条 役員等候補を指名するときは、役員等候補指名委員会を置く。

第28条 指名委員会の委員の数と選出方法は細則で定める。

第29条 指名委員会の委員は、その職務が終了したときに解任される。

第11章 会議

第30条 本会が行う会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 実行委員会
- (4) 常置委員会
- (5) 特別委員会

第12章 総会

第31条 総会は全員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第32条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- (1) 定期総会は、4月と翌年3月に開催することを原則とする。
- (2) 臨時総会は、実行委員会が必要と認めたとき、または、全会員の10分の1以上が要求したときに開催する。

第33条 総会は全会員の5分の1以上の出席がなければ、会議を開き、決議することができない。

第34条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第13章 実行委員会

第35条 実行委員会は役員、常置委員会の委員長及び副委員長、学校長、副校長、教頭をもって構成され常置委員会の連絡調整や、総会に提出する議案の調整をする。

第36条 実行委員会は会長が必要と認めたとき、または、構成委員の4分の1以上が要求したときに開催する。

第37条 実行委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

第14章 常置委員会

第38条 この会の活動に必要な事項について、調整、研究、立案するために常置委員会を置く。

第39条 常置委員会について、必要な事項は細則で定める。

第15章 特別委員会

第40条 常置委員会の活動にとどまらず、児童・生徒の安全確保等を図るための特別委員会を置く。

第41条 特別委員会について、必要な事項は細則で定める。

第16章 細則

第42条 この会の運営に関し、必要な細則はこの規定に反しない限りにおいて、実行委員会の議決を経て定める。

第43条 実行委員会は細則を制定し、または、改廃した場合はその結果を次期総会に報告しなければならない。

第17章 規約の改正

第44条 本会の規則は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければ改正することができない。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

令和 4 年度の役員等については、能勢町立能勢小学校・能勢中学校の代表等で構成する PTA 検討委員会にて選出する。

能勢町立能勢ささゆり学園 PTA 規約 細則

第1章 選挙管理委員会

第1条 選挙管理委員を次の方法で選出する。

- (1) 会長、副会長 1 名
- (2) 実行委員会において保護者の中より 2 名、実行委員より 2 名の選挙管理委員を選出する。
- (3) 教職員の中から互選により 2 名の選挙管理委員を選出する。

第2条 役員および常置委員会委員（以下「役員等」という。）として立候補しようとする会員は、定められた期日までに所定の用紙を選挙管理委員会に届け出なければならない。

第3条 役員等選挙に関する規定は、実行委員会においてこれを定める。

第2章 役員等候補指名委員会

第4条 役員等候補指名委員会については、次のとおりとする。

- (1) 役員等候補者のいないときは役員等候補者指名委員会を置く。
- (2) 役員等指名委員会の構成は選挙管理委員会の構成と同じとする。
- (3) 役員等候補者指名委員の氏名を会員に報告する。

第5条 役員等候補者指名委員は、3 月総会の 15 日前までに候補者を指名し、候補者の同意を得て会員に知らせる。

第3章 常置委員会

第6条 常置委員会として、文化委員会、学年委員会、広報委員会を置く。

第7条 委員選出について

- (1) 文化委員 9 名、学年委員 9 名、広報委員 9 名を学年ごとの会員の互選により選出する。
- (2) 常置委員会の委員については第 4 章に定める特別委員会の委員を併任することができる。
- (3) 実行委員（各委員会の委員長、副委員長）は、各委員会の互選で選出する。

第8条 文化委員会は、会員相互の教養を高め、健康の保持・増進に努めるために、文化的及び体育的行事の立案・実施をする。

第9条 学年委員会は、各学年の会員の親睦、意思疎通を図るようにする。また、必要に応じてその地域社会並びに関係機関、諸団体に対して、情報の伝達、意見の交換に努める。

第10条 広報委員会は、PTA 新聞の発行および本会の情報発信に努める。

第11条 校長、副校長、教頭は、学校運営並びに教育上、各常置委員会に出席して意見を述べることができる。

第4章 特別委員会

第12条 特別委員会として、地域安全委員会を置く。

第13条 地域安全委員会は、地域における通学路等での児童・生徒の安全確保を目的とするため、本会の非会員であっても委員となることができるものとする。

第14条 地域安全委員会は学校行事が安全に実施されるように、来校者の確認などの協力をし、また、学校に協力して交通安全指導を行うとともに、通学路の安全について配慮する。

第15条 地域安全委員会は、役員等と自治区ごとに1名選出する地区委員において組織し、委員長・副委員長については役員等の中から選出する。

第16条 校長、副校長、教頭は、学校運営並びに教育上、特別委員会に出席して意見を述べることができる。

第5章 改正

第17条 この細則は、実行委員会において、その構成員の3分の1以上の賛同があれば改正することができる。

能勢町立能勢ささゆり学園 PTA 弔慰規定

対象	会葬の範囲	弔慰金
役員	PTA 役員で調整	5,000 円
顧問・実行委員		5,000 円
会員		5,000 円
児童・生徒		5,000 円
教職員		5,000 円

- 疾病・不時の災害時
- 町内関係者・旧役員等
- 葬儀が町外等

上記の場合等はその都度協議する。